

# お知らせ

## 「法の日」週間 法を身近に感じてみませんか？

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年に定められました。

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの一週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種行事を実施しています。

旭川地方・家庭裁判所では、次のとおり市民講座を開催します。

【日時】 10月22日（水）

13時30分～15時30分  
【テーマ】身近なトラブル～民事調停で円満解決！

※参加ご希望の方は、お問合せ先へお申込みください。

### ■お問い合わせ

旭川地方裁判所事務局  
総務課文書係  
電話 0166・51・6255

## 10月は「不正軽油防止強化月間」です

上川総合振興局では、会社等を訪問してダンプ等の燃料抜き調査を実施します。また、ガソリンスタンドや

燃料店を訪問し、不審な配送が行われていないかを確認し、抜き調査も実施します。

不正軽油は、悪質な脱税行為というだけでなく、環境汚染などさまざまな被害をもたらす重大な犯罪です。

「作らない」「売らない」「買わない」「使わない」をスローガンに、不正軽油の撲滅に向けた取締を一層強化します。

不正軽油を追放するため、次のような情報について皆様のご協力をお願いします。

●ダンプ・トラックの燃料に灯油や重油を使っている。  
●不審と思われる倉庫や納屋などにタンクローリーが入り込んでいる。

不正軽油ストップ 110番  
0120・971・191

### ■お問い合わせ

上川総合振興局地域政策部  
課税課事業税問税係  
電話 0166・46・5929

## 「税を考える週間」書道展のお知らせ

村では小学校3年生から中学生の協力のもと、次のとおり書道展を開催しますので、ぜひお立ち寄りください。

- ◆展示場所・期間
- 占冠村総合センター ロビー  
11月10日～14日
- トマムコミュニティセンター ロビー

11月17日～21日

国税庁では11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、税の意義や役割、適正な申告及び納税の必要性をともに考え、税に関する意識を高めていただく期間としています。

国税庁のホームページに「税の学習コーナー」があり、クイズやゲームなどで、楽しみながら税金について学ぶことができますので、ご覧ください。

【参考】国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>

### ■お問い合わせ

総務課税務担当  
電話 56・2125

## 北の峰限定 ナイターシーズン券

富良野市民及び近郊（上富良野町・中富良野町・南富良野町・美瑛町・芦別市・占冠村）7市町村にお住まいの方限定で、「北の峰限定ナイターシーズン券」を販売します。

【金額】 5千円（税込）  
【受付・販売期間】

10月17日（金）まで  
※詳しくは、富良野スキー場までお問い合わせください。

### ■お問い合わせ

富良野スキー場（新富良野プリンスホテル内）  
電話 22・1111

## 運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

### ■優良講習（30分）

- ◎10月3日（金） 13時～
- ◎10月15日（水） 13時～
- ◎11月5日（水） 13時～
- ◎11月14日（金） 13時～

### ■一般講習（1時間）

- ◎10月3日（金） 14時～
- ◎10月15日（水） 14時～
- ◎11月5日（水） 14時～
- ◎11月14日（金） 14時～

### ■違反講習（2時間）

- ◎10月10日（金） 13時～
- ◎10月24日（金） 13時～
- ◎11月25日（火） 13時～

### ■初回講習（2時間）

- ◎11月10日（月） 13時～
- ◎1月9日（金） 13時～

## ニニウキャンプ場 利用状況

キャンプ場の利用状況をお知らせします。

期 間 8月16日～9月15日  
入場者数 588人（2,157人）  
宿泊 491人（1,892人）  
日帰り 97人（265人）

※（ ）内は、6月7日オープンからの累計です。



秋が深まるにつれ、気温も下がっていきます。防寒対策をしっかり行い、秋のキャンプをお楽しみください！

### ■お問い合わせ

ニニウキャンプ場  
電話 56-2352  
産業建設課農業担当  
電話 56-2174

# お知らせ

## パートタイム労働法が 変わります

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

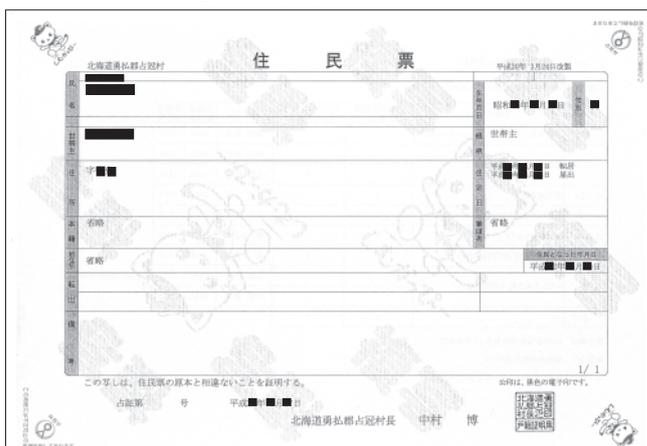
主な改正のポイントは、次のとおりです。

- 1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保
  - ・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
  - ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

- 2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置
  - ・パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない。

- 3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の

## 10月1日から、住民票に『しむかっぴー』が印刷されます



住民票などに使用される専用の用紙は、占冠村のキャラクター「しむかっぴー」が印刷されたもので交付します。専用用紙の角に、しむかっぴーと村章が描かれ、印刷すると、偽造防止用としてしむかっぴーが浮かび上がります。

■お問い合わせ 保健福祉課戸籍担当 電話 56-2123



新設  
雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができます。

### ■お問い合わせ

北海道労働局雇用均等室  
電話 011-709-2715

ご厚志に  
感謝いたします。

◆小峰みち子さん（字中央）から、亡夫（故小峰義雄さん）の香典返しを廃し心温まるご寄付をいただきました。

社会福祉法人  
占冠村社会福祉協議会

## 村営住宅入居者募集のご案内

### ■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。

（例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方）

※单身の方でも入居できます。  
※連帯保証人が2名必要です。

★入居者と同等または同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね11月4日（火）

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当  
トナム支所

### 募集団地

### ●受付期限 10月15日（水）

- 中央地区 2戸
- 中央団地
- 1LDK 1戸
- 2LDK 1戸

皆様の入居をお待ちしています

■お問い合わせ 産業建設課建築担当  
☎ 56-2172